

筑後市介護保険住宅改修費の受領委任払い契約書

筑後市（以下「委託者」という。）と 住宅改修業者_____（以下「受託者」という。）との間に、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第27条に規定する要介護の認定を受けた者及び法第32条に規定する要支援の認定を受けた者に係る、法第40条第1項第6号及び法第52条第1項第6号に規定する住宅改修費の支給（以下「住宅改修費の支給」という。）に関する受領委任払い（以下「受領委任払い」という。）について、筑後市介護保険住宅改修費支給に関する取扱要綱（平成12年告示第88号。以下「告示」という。）第6条の規定により、以下のとおり契約する。

（目的）

第1条 この契約は、委託者が行う介護保険の被保険者（以下「被保険者」という。）について、住宅改修費の支給申請事務に係る被保険者の便宜を図るとともに、被保険者の自己負担費用の一時的な軽減と生活の安定に寄与することを目的とする。

（受領委任払いの対象者）

第2条 受領委任払いとする被保険者（以下「対象者」という。）は、告示第6条に規定する住宅改修費の支給申請及び受領に関する権限を受託者に委任している者とする。

（住宅改修費の支給申請）

第3条 受託者は、第2条に規定する対象者に係る住宅改修費の支給申請について、当該対象者を代行して行うものとする。

（審査）

第4条 委託者は、前条に規定する支給申請があった場合には、改修の内容について審査を行うものとする。

（住宅改修費の支給（不支給）決定）

第5条 委託者は、前条の規定により審査を行い、法第45条第2項及び法第57条第2項の規定により委託者が必要と認めた場合、住宅改修費の支給を行うものとし、受託者及び当該対象者に対して通知するものとする。

（受領委任払い）

第6条 委託者は、前条の規定により、住宅改修費の支給決定を行った場合、当該対象者に係る住宅改修費を受領委任払いの方式により、受託者に対して支給するものとする。

（利用者負担）

第7条 受託者は、当該対象者に住宅改修に係る費用の1割、2割または3割相当額を負担させるものとする。なお、住宅改修に係る費用が支給限度基準額を超える場合は、当該超える額の全額と1割、2割または3割相当額を合算した額を負担させるものとする。

（費用の返還）

第8条 委託者は、住宅改修費の支給を行った後、過誤その他の理由により当該支給額が過払いであったことを認めたときは、受託者に対して費用の全部又は一部の返還を求めることができる。

2 受託者は、前項の規定により委託者から費用の返還を求められた場合は、速やかに費用を返還しなければならない。

(契約の辞退)

第9条 受託者は、受領委任払い契約を辞退する場合は、1か月前までに契約辞退届を提出しなければならない。

(契約の解除等)

第10条 委託者は、受託者が次に掲げる各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がなく、この契約を履行しなかったとき
- (2) この契約、要綱又は関係法令に違反したとき
- (3) 受託者の責めに帰すべき理由により対象者に対して損害を与えたとき
- (4) この契約を遂行することが困難であると委託者が認めたとき

2 受託者は筑後市指名停止等措置要綱（平成13年告示第61号）に基づき、指名停止の措置を受けた場合は、停止期間が終了するまでの間、受領委任払い支給申請を行うことができない。

(疑義)

第11条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、委託者と受託者が協議のうえ定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

委託者 筑後市
代表者 筑後市長 西 田 正 治

受託者